

直送済

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力株式会社 外1名

## 被告東京電力準備書面 (3)

平成26年3月14日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

原賠法第3条1項但書の抗弁に係る釈明に対する回答

本件事故は史上稀に見る巨大な地震や津波に起因するものであり、原賠法3条1項但書にいう「その損害が異常に巨大な天災地変・・・によって生じたもの」に該当して被告東京電力が免責されるとの解釈も成り立ち得ると考えられるが、被告東京電力がかかる免責の抗弁を主張すれば、多数の被害者との間で長期にわたって訴訟等で争うことが避けられず、その場合には、被害者の十分な救済が図られない等の支障も生ずることから、被告東京電力としては、原賠法16条に基づく国の援助が適切に行われることを前提としつつ、被害者に対して迅速、公正かつ適正な賠償を行うべきものと考えている。

したがって、被告東京電力は、本件訴訟において、原賠法3条1項但書の抗弁を主張する考えはない。

以上